

2 生産・販売

一 大峰堂の行者丸相伝証

明治二十年

一 甘草 其他相当医師応病投薬

明治貳拾年七月十五日

大峰山伝燈大阿闍梨

本部龍泉寺住職 相村 勝龍 印

大和国高市郡根成柿

辻 利吉 殿

伝 授

其許義

大峰山ニ深く信仰シ、当山龍王講社並ニ大峰山參籠所創立ニ付、功劳不少、依テ役行者相伝之銘薬拙納幸志ニ代

リ、官之御規則ヲ遵守シ弘ク衆庶ニ施シ、専ラ人民救助

ニ勤ムベキ事伝授セシム、依テ左ノ薬味ヲ製剤シ、役行

者尊像ノ凶影ヲ付シ行者丸ト名称シ、全国信者ニ対シ行

尊之御利生ヲ得セシメン為メ、其地製剤本舗トシテ世ニ

弘ク発売方法永遠ニ伝ヘ施行スル事、後日之為メ証明早

一 黄連 一 当薬 一 唐宿砂

一 コロムボ 一 枳南木 一 烏不宿

二 明治後期の売薬請売約定および付帯

契約書

売薬請売約定書 (写)

一 安神散 一 実母散 一 金瘡膏

一 万能庄二膏 一 麝香丸 一 正セメンエン

一 御目洗薬 一 解毒丸 一 壺方湯

(大峰堂薬品工業株式会社蔵)

一 三能丸 一 懷中速功紙

右者（營業人氏名）ノ官許ヲ得タル売薬ニシテ今般（請売人氏名）請売可致示談相整候ニ付請売者ニ於テ請売鑑札ヲ願受ケ營業者ノ調整シタル売薬ヲ取次販売致スヘシ然ル上ハ総テ薬ニ関スル御規則及御達ノ趣旨ヲ確守シ不正ノ所業致間敷候依テ約定書如件

売薬營業人（住所氏名） ㊦

明治 年 月 日

売薬請売人（住所氏名） ㊦

右之通り相違無之候也

請売人（署名捺印）

（郡長）殿

売薬請売御免許願

（約定書の各方名列記）

右之売薬請売仕候ニ付免許御鑑札御下渡被下度別紙營業者へ御免許ノ鑑札並ニ約定書写相添此段相願候也

明治 年 月 日

請売人（住所氏名） ㊦

町村長署名捺印

（郡長）殿

売薬請売約定書追加之証

拙者売薬受売ヲ業トシテ、特約ヲ結び、則甲受売ヲ為シ、各地ニ行商配置有之候処、該花主先へ拙者取次ニテ間接ニ貴殿売薬受売約定書ヲ取次、受売ヲ為サシメ貴殿ヨリハ其売薬ヲ原価（則薬品及包紙印紙代金手数料ヲ凡合算スル、則貴殿方特別売捌之直段ヲ云）買受ケ、拙者ヨリ該花主先へ適宜販売スルノ筈、并ニ其売薬古廃ニ相成候節ハ、前紙保険証ノ通り買戻可被下約定也、依テ乙受売者及需用家ハ貴殿ヨリ直接販売為サ、ルノ筈、若都合ニ抛リ貴殿ヨリ乙売者へ直接売渡相置候節ハ、其代金ヲ拙者へ申受ケ、貴殿へハ其売薬ノ原価ヲ差継相渡可申約定也、尤甲受売者相互ニ雑売スベカラス、若需用者老戸へ対シ甲受売者式人以上販売候節ハ、其以前ヨリ売始メタル甲受売者へ（其潤益金ヲ与フルノ約）但前後ヲ知ルノ方法ハ甲受売者所持ノ帳簿

ニ貴殿ノ調印シタル年月日ヲ以テ証トナス、尤從前ヨ

(安田竹治郎氏藏)

リノ置合セ并ニ他人ヨリ花主ヲ買受ケシニヨリ重復ニ

相成^(ナリ)シ節ハ、双方示談ノ上相互ニ其權利ヲ分割スヘ

シ、然ル上ハ貴殿売業中ハ幾年相立候トモ、毎年

六月一日、十二月一日ノ兩度ニ税金ノ補助トシテ、六

ケ月毎ニ金壹円、壹ケ年毎ニ金貳円宛相償申可、万

右期日出金不致候節ハ、此証ヲ以テ其拾倍、則金拾円

一時ニ調金致シ相渡可申候右ハ貴殿商業ノ利益ヲ分

チ、拙者ノ便宜ヲ謀ルノ特約ナルヲ以テ、拙者所持ノ

花主ヲ他人ニ売渡候節ハ、其花主買受人ヲシテ、前書

ノ義務ヲ負担為致候カ、又ハ一時之前顯約定ノ拾倍則

金拾円ヲ相償可申カハ貴殿ノ望ニ応ジ可申候、依テ貴

殿方売業中ハ幾年相立候トモ此証ヲ以テ御請求可

被成候、万一拙者右ノ義務ヲ不果候節ハ、所持ノ帳簿

貴殿へ相渡、其花主先貴殿ヨリ直接取引相成候トモ、

苦情申間敷候、依テ為後証約定書証如件

明治 年 月 日

(請売人署名捺印)

(売業營業人住所氏名) 殿

三 生業組合規約設定願

明治二十八年

組合規約設定ニ付御願

吉野宇智兩郡ニ産出スル生業之義ハ兩郡重要物産ノ一
部ヲ占ムルモノニ有之候処、近来粗製濫造ノ弊流レ、内
外国市場ノ声価ヲ失ヒ、年ヲ遂フテ下落ニ傾キ、商業者
ハ年々損耗ヲ招キ、農家ハ遂ニ栽培製造ノ費用ト得失相
償ハザルノ境遇ニ際会シ、殊ニ吉野郡ノ如キハ業種栽培
ニ適當ノ土地ニシテ其品質内国ニ比類ナキハ勿論、朝鮮
産ノ上ニ位シ、旧来清国ニ輸出シ実ニ夥シキ産額ナリト
イヘドモ、粗製濫造ノ為ニ漸ク需要者ヲ減ジ、販路益々
縮少シ、今ヤ殆ト朝鮮産ニ圧倒セラレントスルノ狀況ニ
立至レリ、斯テハ独り当業者ノ困難ノミナラズ、延テ国
益ヲ減殺スベキ次第ニ付、今般組合規約ヲ組織シ、以テ
從來ノ弊風ヲ矯正シ、声価ノ回復ヲ謀リ度所存ニ有之候
間、事情御賢察ノ上御認可相成度別紙規約書相添へ当業

者総代連署ヲ以テ此段願上候也

明治廿八年七月十五日

奈良県吉野郡宇智郡生薬業組合員総代

吉野町下市町

(新任五郎吉ほか二九人連署)

副申 (奈良県吉野宇智両郡薬種業組合規約設定願に付き)

2 生産・販売

吉野宇智両郡薬種業組合規約認可ノ義、別紙ノ通り新住五郎吉外二九名ヨリ出願相成候ニ付、事実取調候処、牡丹外五種ハイヅレモ輸出物品ニシテ即両郡ノ重要物産ニ有之、然ルニ近来好商輩等一時ノ利益ヲ図リ粗製濫造ヲ逞フシ、外商ヲ欺キ、漸々市場ノ名声ヲ失シ、販路大ニ閉塞シ、現ニ山茱萸ノ如キ其粗製ノタメ売捌キ得ズシテ今尚大阪倉庫ニ積置キアルモノ(即チ昨年ノ産出ニ係ルモノ)尠ナカラザル趣ニ有之、而シテ組合地区内ノ如キハ重モニ薬種栽培ニ適當ノ地質ナルヲ以テ、他ノ作物ニ比ヒ利益ハ殆ンド倍額ヲ収ムルモ、近来粗製濫造ノタメ漸ク価格ヲ落シ、需要ヲ減ジ、遂ニ得失相償ハザル場合

ニ差迫リ、農商共ニ衰弱頽ヲ来シ候、故ニ今般規約ヲ設ケ其弊習ヲ矯正シ販路ノ拡張ヲ企図スル趣ニ有之、尤モ本組合組織ニ付テハ他ニ妨害ヲ被ル等ノオソレ更ニ無之候条、本願御認可相成候様御詮議有之度此段及副申候也

明治二十八年七月十七日

吉野郡長 吉田 正義

宇智郡長 畠山 国憲

奈良県知事 古沢 滋殿

生薬業組合規定認可願ニ付副申

吉野宇智両郡生薬業組合規約、別紙ノ通前山五平外十二名ヨリ出願ニ付取調候処、右ハ客年八月御認可ヲ得実施致居候、然ルニ本年九月奈良県令第七十五号ニ基キ更ニ規約ヲ設ケ認可願出候次第ニ有之、本規約ノ如キハ従来粗製濫造ノ弊習ヲ矯正シ販路拡張上必要ノモノト相認め候条、御詮議ノ上御認可相成度此段及副申候也

明治二十九年十一月十一日

吉野郡長 畠山 好敏

宇智郡長 畠山 国憲

奈良県知事 古沢 滋殿

認可願

本年十月奈良県令第七拾五号ノ生薬業組合取締規則ニ基キ組合規約別紙ノ通り制定候ニ付御認可相成度此段願上候也

明治二十九年十一月四日

生薬業組合組織委員

吉野郡下市町大字下市

仲買業 前山 五平

(他二人署名)

前書之通願出ニ付奥印候也

吉野郡下市町長

土屋 昌 良

奈良県知事 古沢 滋殿

(奈良県立奈良図書館蔵)

四 生薬産額取調書

明治二十八年

産額取調書

- 一 山茱萸 三万七千五百斤
- 右代価 貳千貳百五拾円 百斤ニ付六円
- 一 牡丹皮 十七万五千斤
- 右代価 老万五百円 百斤ニ付六円
- 一 真芍薬 拾万斤
- 右代価 七千五百円 百斤ニ付七円五拾銭
- 一 呉茱萸 二万五千斤
- 右代価 貳千円 百斤ニ付八円
- 一 貝母 老万斤
- 右代価 貳千円 百斤ニ付貳拾円
- 一 瓜呂根 老万貳千斤
- 右代価 八百七拾五円
- 総計三拾六万斤
- 右代価 貳万五千百貳拾五円

五 吉野宇智両郡生薬組合規約

明治二十九年

奈良県吉野宇智両郡生薬業組合規約

第一章 総則

第一条 当組合ハ明治二十九年十月奈良県令第七拾五号

生薬業組合取締規則ニ基キ之ヲ組織ス

第二条 当組合ノ名称ハ奈良県吉野宇智両郡生薬組合ト

称ス

第三条 当組合ノ事務所ハ吉野郡下市町大字下市第五百

五拾七番地ニ設置ス

第二章 目的及組合員規程

第四条 当組合ハ生薬業ノ改良進歩ヲ計リ弊習ヲ矯正シ

及販路ノ拡張ヲ企図スルヲ以テ目的トス故ニ履行スベ

キ事項左ノ如シ

一 製品ノ検査ヲ行フ為メ常設及巡回ノ検査員ヲ置ク

事

二 各地ノ同業者ト気脈ヲ通ジテ当業ノ拡張ヲ図リ質

問応答スル事

三 製造販売高ノ総計其他必要ナル事項ヲ編纂報告ス

ル事

四 其他必要ト認ムル事項

第五条 牡丹皮ノ砂利及ビ髭ハ普通心抜ノモノト區別シ

テ売買スルモノトス

第六条 製品ハ左ノ場所ニ於テ検査ヲ行ヒ荷物ニ検査済

ノ証印ヲ押捺スベキモノトス

一 大阪市湊町

二 前項ノ検査所ヲ経ズシテ輸出スルモノハ特ニ組長

又ハ巡回検査員ノ検査ヲ受クベキモノトス

第七条 組合員ハ検査員ノ検査ヲ拒ム事ヲ得ズ

但シ検査員ハ常ニ組合事務所証明書ヲ携帯スルモノト

ス

第八条 製造品検査ニ関スル方法ハ評議員会ノ決議ヲ以

テ之ヲ定ム

第九条 生薬仲買業ヲ営ムモノハ門戸ニ左記雛形ノ門標

ヲ貼付シ及行商者ハ商標ヲ携帯スベキモノトス其標札

ハ組合事務所ヨリ之ヲ交付ス

家族又ハ同居ノ雇人ヲシテ行商セシムルモノハ付属証

標ヲ携帯スルモノトス

商標ノ有効期限ハ総テ其年一ケ年度限リトス

第一〇条 組合商標ヲ携帯セザル仲買人トハ一切取引ス

ルヲ得ザルモノトス

第一条 組合員ノ取引スベキ大阪問屋ハ当組合ト取引

契約済ノ問屋ニ限ルモノトス

但シ検査済ノ生薬ニシテ第二十八条第一項ノ組合経費

ヲ前納シタルモノハ本条以外ノ者ト取引シ又ハ外国へ

直輸出スル等随意タルベシ

第三章 会 議

第一二条 組合評議員十六名ヲ置ク

評議員ハ左ノ区域内ニ於テ組合同業者ガ互選スルモノ

トス

下市町 仲買業 三人
製造業 二人

白銀村 仲買業 一人
製造業 二人

賀名生村 仲買業 一人
製造業 一人

大淀村 製造業 一人

南芳野村 製造業 一人

秋野村 仲買業 一人

宗檜村 仲買業 一人

南阿太村 製造業 一人

野原村 仲買業 一人

第一三条 評議員欠員ヲ生ジ三分ノ二ニ滿タザルカ又ハ

組長ニ於テ必要ト認メタルトキハ補欠選挙ヲ行フモノ

トス

第一四条 評議員会ノ議長ハ評議員ヨリ之ヲ互選ス

第一五条 評議員ノ住所氏名ハ本県知事ニ届出ヅルモノ

トス

第一六条 評議員会ニ於テ議スベキ事項左ノ如シ

一 組合規約ノ変更ニ関スル事

二 組合ノ収支予算及決算ニ関スル事

三 組合経費ノ賦課徴収ニ関スル事

四 検査規定ニ関スル事

五 生薬業ニ関シ官庁ノ諮問ニ答エ及請願建言等ニ関

スル事

六 規約ニ明文アル事項

右ノ外組合ニ於テ必要ト認ムル事項

第十七条 評議員会ハ定期又ハ臨時ニ之ヲ開クモノトス

開会日数ハ定期会ハ二日以内臨時会ハ一日以内トシ時

宜ニ依リ伸縮スル事アルベシ

第十八条 評議員会ハ組長之ヲ召集シ議案ハ組長之ヲ発

ス

議員半数以上ノ請求アルトキハ組長之ヲ召集ス

第十九条 評議員会ハ議員半数以上出席スルニ非レバ開

会スル事ヲ得ズ

但シ議員半数ニ満たザル事一日以上ニ及ブトキハ此限

リニ非ズ

第二十条 前各条ノ外会議ノ方法ハ普通町村会ノ議事細

則ヲ適用シ可成簡易ノ法ニ依ルモノトス

第四章 役員

第二十一条 組合事務所ニ左ノ役員ヲ置ク

一 組長 壹名

一 委員 若干名

一 検査員 三名

一 書記 若干名

第二十二条 組長ハ常ニ当業上ノ利害ニ注意シ組合ニ関

スル一切ノ事ヲ総轄シ金錢ノ出納ヲ兼ヌルモノトス

委員ハ組長ヲ補佐シテ組合ノ事務ヲ分掌ス

検査員ハ組長ノ指揮ヲ受ケ一名ハ大阪ニ常勤シテ製品

ノ検査ニ従事シ二名ハ組合区域内ヲ巡回シテ常ニ組合

ノ挙動ニ注目シ時ニ製品ヲ検査シ此規約ヲ順守スルヤ

否ヤヲ監視スルモノトス

書記ハ組長ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ従事ス

第二十三条 取締規則第九条第一項及至第六項ニ該当ス

ル者ハ組長委員検査員タル事ヲ得ザルモノトス

第二十四条 役員給料又ハ報酬旅費額及給与ノ方法ハ評

議員会決議ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 組合入退者

第二十五条 組合区域内ニ於テ生業ヲ開業セントスル

者ハ組長へ届出ベシ廃業及転居代替改姓名等亦同ジ

第二十六条 事務所ハ組合員ノ名簿ヲ備へ置キ異動アル

毎ニ加除訂正スルモノトス

第六章 組合経費

第二十七条 組合ノ経費予算等ハ毎年定期会ニ於テ之ヲ

決議スルモノトス

決算ハ年度後三ヶ月以内ニ評議員会ニ報告シ剰余アル

トキハ翌年度繰越金ニ編入スベキモノトス

第二十八条 組合ノ経費ハ左ノ収入ヲ以テ之ニ充テ不足

ヲ生ジタルトキハ評議員会ノ決議ニ依リ各組合員ノ負

担トス

第一項 第九条ノ商標一枚ニ付金壹円五拾銭全附属証

票壹枚ニ付金五拾銭

第二項 大阪売上金高百円ニ付金壹円

第一条但書ニ依リ大阪問屋以外ニ於テ販売スルモ

ノハ検査ノ際見込価格ヲ以テ之ヲ徴収スルモノトス

第二十九条 前条ニヨリ既ニ組合ヘ徴収シタルモノハ中

途廃業其他如何ナル理由アルモ納人ヘ還付セザルモノ

トス

第三十条 組合ノ経費出納ハ其年六月一日ヨリ翌年五月

三十一日迄ヲ以テ一周年度トス

第七章 違約者処分

第三十一条 此規約第五条第六条第七条第十条第十一

条ニ違背シタルモノハ弍拾銭以上弍拾円以下ノ違約金

ヲ徴収ス

正当ノ事由ナク役員ノ当選ヲ拒辞シ又ハ役員ノ召集ニ

応ゼザル者ハ弍拾銭以上三円以下ノ違約金ヲ徴収ス

違約処分ニ依リ徴集シタル違約金ハ組合ノ経費ニ充ツ

ルモノトス

第三十二条 違約金ハ其処分ヲ受ケタル日ヨリ十日以内

ニ完納スベキモノトス

第三十三条 取締規則第十七条第一項第二項ニ該当スル

物品ヲ発見シタルトキハ検査員及評議員一名以上立会

物品ノ全部ヲ焼棄スルモノトス

第三十四条 取締規則第十七条第三乃至第七項該当ス

ル物品ヲ発見シタルトキハ現品ヲ組合事務所又ハ検査

所ヘ押収シ荷主ヲシテ良品ニ改製セシルモノトス

第三十五条 違約金処分ニ依リ生ジタル経費ハ総テ違約

者ノ負担トス

第三十六条 違約者ニシテ情状最モ重キモノハ評議會ノ

決議ニヨリ二ケ年以内組合員申合取引ヲ拒絶スルコト
アルベシ

第八章 雜則

第三十七条 当規約ハ明治二十九年十一月二十日ヨリ施行ス

第三十八条 当規約ヲ変更若シクハ増補セントスルトキハ評議員会ノ決議ヲ經テ本県知事ノ認可ヲ請フベキモノトス

第三十九条 本規約ニヨリ設クル規程及収支予算決算其他評議員会ニ於テ決議ノ要領ハ所在地郡役所ヲ經由シ本県知事ニ届出ルモノトス

第四十条 従前吉野宇智両郡生薬業組合規約第一〇条に依リ交付シタル商標ハ此規約施行ニ繼續シテ明治二十九年中ハ有効ノモノトシ同規約第六章ノ組合経費賦課徴収方モ明治二十九年中ハ繼續施行スルモノトス

(奈良県立奈良図書館蔵)

六 三光丸同盟会盟約書

明治三十二〜三十四年

明治三十二年三月

盟約書

盟約書

第一条 本盟約ニ加入シタル相互ニ親睦和合シ、斯業ノ改良進歩ト福利増進ヲ謀ルモノトス

第二条 各自製薬者ヨリ定メラレタル区域ニ於テ行商シ、猥リニ域外ニ行商スルヲ得ズ

但シ製薬者ニ於テ行商区域製定ノ際ハ予メ参与ニ協議スルモノトス

第三条 製薬者及ヒ行商人ハ相互ニ其行為ヲ監査シ、行商上不徳ノ行為アル者ヲ發見セバ直ニ製薬者又ハ参与ニ申込ムモノトス

第四条 製薬者及ヒ参与ニ於テ前条ノ申込ミヲ受ケタル

トキハ不徳者ヲ除キ他行商人ニ商議シ、其決議ニヨリ
テ除名スルコト有ルベシ

第五条 新ニ行商加盟ヲ欲スルモノハ製薬者ニ申込ヲナ
シ、製薬者承認ヲ与フル前ニ於テ協議スルモノトス

(本行四字目へ参与トノ三字ヲ加フ)「欄外注記」

第六条 製薬者ハ如何ナル事情アリトモ、一旦売リ渡シ
タル薬品ハ買ヒ戻スコトナシ

第七条 分腹印紙貼用消印等ノ手仕事ハ行商人順次交代
其部分ヲ定メ鑑督シ、若シ規則違犯ノ物品有之トキハ

其鑑督者ヲ以テ責メニ任スルモノトス、其他行商上ニ
関スル違法等モ亦同ジ

第八条 各自行商人ニ於テ新付又ハ買受ケタル売薬得意
ハ自名ノ所有ニシテ、他ノ抑制ヲ許サズ

第九条 各自所有ノ得意ヲ売買スルハ随意タリト雖モ、
成ルベク同盟中ニ謀リ望ミ人ナキ時又ハ価格不調ノ上

他ニ売却スルモノトス

第十条 同盟行商人ハ薬ノ表装其他総テ同一ヲ旨トシ、
猥リニ変更セザルコト

但シ改良ノ意見アルトキハ製薬者又ハ参与ニ申込ミヲ
ナシ、一同協議ノ上之ヲ決ス

第十一条 本盟約人中参与若干名ヲ置キ、諸般ノ協議ニ
与ルモノトス

但シ任期ハ式ケ年トシ製薬者ヨリ属託スルモノトス

第十二条 本盟約ハ行商人一同協議ノ外変更スルヲ得ズ
但シ細則ヲ設ク

第十三条 本盟約ニ加入シタル者ハ各自署名捺印シ、極
力確守スルコト

細 則

第一条 加盟行商人ハ各自所有スル配薬得意場所何府県
何国何郡ト確實ニ大帳ニ記載シ署名捺印スルモノト
ス、万一記載相違ノ廉アルトキハ製薬者参与ト協議ノ
上相当処分スベシ

但シ大帳ハ製薬者ニ於テ保管スルモノトス

第二条 行商区域ハ郡ヲ以テ定ムルモノトス、故ニ何国
ニ限ラズ前行商人ノ行商国ニシテ猶幾多ノ未行商ノ郡
へ行商希望ノ者ハ其旨前行商人及ヒ製薬者へ申出協議

ノ上行商スルモノトス

但シ前行商人老ケ年間ニ空地ヲ付添スルノ意見アルト
キハ希望人ハ該地ヘ行商スルヲ得ズ

第三条 前条ニ揚クル先行商人満老ケ年余経過スルモ、
猶付添セザルトキハ希望者ハ製菓者及参与へ、協議ノ
上、新付スルコトヲ得、前行商人ハ該件ニ対シ不腹^(服)ヲ
申立ツルヲ得ズ、但シ時宜ニヨリ一ケ年以内ノ猶予ヲ
与フルコトアルベシ

第四条 行商人所有ノ得意ハ譲与売却ハ各自随意タルベ
シ

但シ行商継続人ニ対シ行商ノ許否ハ製菓者ト参与ト協
議ノ上決定ス

第五条 所有ノ得意他人ノ行商受持場所ヘ転宅シタルト
キハ、双方談合ノ上、相当ノ代価ヲ以テ売買スルモノ
トス、若シ売買談議不調ノ節ト雖トモ前行商人ハ行商
スルヲ得ズ

第六条 行商人他人ノ得意タルコトヲ知リテ競売ヲ試ミ
或ハ名誉毀損ヲ図リタルモノハ規約第四条ニ照シ処分

スルモノトス

第七条 行商人該規約ニ拠リ処分セラレタルトキハ損害
或ハ故障ノ申立且ツ起訴スルコトヲ得ズ

第八条 付随行商人ノ行為ハ総テ其行使者ニ於テ其責ニ
任ズ

第九条 毎年旧正月五日行商人打チ寄り、行商上ノ懇談
打合等ヲナスモノトス
以上

明治参拾貳年参月拾九日

追加 薬劑ハ凡テ現金ト引換トス

但シ貸売ハ協議ノ上相当ノ利子ヲ附スモノトス利子
ハ末尾ニ記載ス、以下余白

行 商 人 名

中 嶋 市 三 郎 印

(以下三人連印内三光団社組理事長 中島源十郎)

盟約書本則追加

第一条 本盟約人中特別員及ヒ協議員若干名ノ役員ヲ置

キ、諸般ノ事項ヲ審議判定スルモノトス

ザルトキ

但シ従前本則ノ第十一条ヲ削除シ、併せて本則ニアル
参与ノ職務ハ凡テ協議員特別員ノ一部若シクハ全部ニ
於テ行フモノトス

第三条 評議員ハ任期ヲ二ケ年トシ、盟約人ノ互選ヲ以
テ之ヲ定ム
但シ再選スルコトヲ得

第二条 三光丸販売ノ名義ヲ装フテ、其実ナキヲ發見シ
タルトキハ行商人全体ノ協議ニヨリ除名スルコトアル
ベシ

第四条 評議員ハ左ノ事項ヲ行フモノトス
一 新ニ加盟ヲ申込ミタル者ニ対シ諾否ヲ決スルコト
二 盟約人中生ジタル各事項ヲ審議判定スルコト
三 其他本団体ニ関スル諸務ヲ償弁スルコト

細則追加

第一条 特別員ハ左ノ各項ニ該当スルモノヲ以テ之ニ充ツ

第五条 特別員ハ評議員ニ於テ終局セザル諸事項ヲ審理

一 名譽アルモノ

判定スルコト

二 功勞アルモノ

但シ特別員ノ審議判定ハ本団体ニ於ケル総テノ最審終

三 多額ノ薬剤ヲ使用スルモノ

局ニシテ、何レヘモ訴訟スルコトヲ得ズ

第二条 特別員ニシテ左ノ各項ニ該当スルモノハ製剤者
及ヒ協議員、示談ノ上資格消滅ノ通知ヲナスモノトス
名譽者ハ名譽員ニ推選シタル当時ノ本団体ノ形勢ニ逆
リテ対照シ、名譽トスルニ足ルノ資格ヲ失フトキ
功勞者ハ前功ヲ磨滅スルノ非行アリタルトキ
多額者ハ続テ三ケ年以上七万服以上ノ三光丸ヲ使用セ

第六条 本団体ヨリ生ジタル財産ハ特別員協議員、示談
之上使用スルモノトス
但シ本団体以外ノ目的ニ使用スルヲ得ズ
第七条 細則第二条但書ニ於ケル卷ケ年間全第三条本文
満卷ケ年余経過トアルヲ六ケ月ト改ム
右之通り審議決定候事

明治三十四年三月二十三日 (旧正月五日)

特別員 中島市三郎

全 喜多村庄八

全 藤井増造

全 川田滋美

協議員 的場源之助

全 中尾房次郎

全 安田甚五郎

全 山本辰造

全 志茂弥市郎

芳名加入順

中島源太郎

中村玄大郎

米田竹松

吉村梅吉

井上弥七

明治三十二年度ハ一ヶ月金壹円ニ付老銭ニ確定候

右取極メ立会人

川田滋美

的場源之介

中島市三郎

(株式会社三光丸本店蔵)

七 売薬請売約定書

明治三十八年

売薬請売約定書

一 陀羅尼助

右者藤井利三郎ノ官許ヲ得タル売薬ニシテ、今般玉巻政吉ニ請売可致相整ヒ候ニ付、請売者ニ於テ請売鑑札ヲ願受ケ、營業者ノ製調シタル売薬ヲ取次販売致ス可シ、然ル上ハ総テ売薬ニ関スル御規則及ビ御達ノ趣旨ヲ確守シ、不正ノ所業致間敷候、依而約定書如件

明治卅八年一月廿八日

大和国吉野郡吉の山第百八十九番屋敷

利子標準

売薬営業人 平民藤 井 利三郎

奈良県南葛城郡御所町第三百式拾七番屋敷

売薬請売人 平民玉 卷 政 吉

(玉卷自由堂薬房蔵)

八 指定薬品販売届

明治四十一年

指定薬品販売届

吉野郡下市町大字下市二百九十一番屋敷

薬種商 中 島 寿 玄

明治元年拾壹月拾七日生

右ハ明治四十年法律第三十五号薬品営業並薬品取扱規則
附則第二項ニ依リ、五ヶ年以上薬種商継続営業罷在候ニ
付、指定薬品販売致度候間、別紙薬種商免許状写相添
へ、此段及御届候也

右

明治四拾壹年六月拾九日

中島 寿玄

奈良県知事 川路 利恭殿

(奈良県製薬協同組合蔵)

九 大和売薬同業組合創立経過報告書

明治四十四年

創立ニ関スル経過報告

抑モ近時本県下ニ於ケル売薬業ノ盛ナルニ從ヒ、販路ノ
拡大亦見ルベキモノアリテ、往世ヨリ本邦到ル処ヲ凌駕
セル富山県売薬業者ヲ压倒スル趨勢ヲ呈セリ
茲ニ於テ全県業者ハ之ガ防禦策ヲ講シ、同業組合ナル
モノヲ設置シ、以来製薬ノ改善諸種ノ悪弊ヲ矯正スル等
斯業ノ面目ヲ一新シタレバ、需要亦旧ニ復シ、稍ヤモス
レバ却テ我業者ヲ压倒スルガ如キ傾向ヲ示セリ、於茲一
般業者ハ密ニ之ガ対策ヲ窮究スルニ至ル折柄、明治三十
七年三月売薬業者御所町西川清保ハ時ノ南葛城郡長松永
篤氏ニ相企リ、是ガ救護ヲ求メ既ニ其端緒ヲ開キタル
モ、如何セン時偶々日露戦役ニ際シ国家多時ノ折柄終ニ
恨ヲ吞ンテ之ヲ中止スルノ止ムナキニ至レリ、然リト雖
モ時代ノ要求ハ益々其切ナルモノアリテ逸スベキ時期ニ
アラストシ、全人ハ昨四十三年一月十八日御所町印刷業

山本巳之吉及全町薬業者数名ト会合鳩首考究ノ上、山本巳之吉ハ親族ナル吉野郡下市町島田龍ヲシテ之ニ授助セシメンコトヲ期シ、更ニ一月廿五日全氏ヲ聘シテ協議スル処アリ、タタシ之レヨリ先キ現葛城郡長佐川福太郎氏ハ赴任以来熟々地方売薬状態ヲ達観セラレ、斯業ノ発展ハ宜敷共同の指導機関ニ挨ツベシトシテ前記西川清保ヲ始メ其他重ナル業者之レガ施設ヲ奨励セラレツ、アルノ時ニ於テ之レガ企画ヲ申出テ、茲ニ明治四十三年二月九日全郡長ハ召集状ヲ発セラレ、全月十五日重ナル業者五十二名ヲ郡衙ニ召集シテ組合設立ノ必要ヲ設カルルヤ、出席者全員双手ヲ挙ケテ之レヲ賛シ、直ニ十三名ノ組織委員ヲ設ケ状態ヲ同クセル高市郡ニ交渉シ提携シテ組織スルコトトシ、之ガ進行ニ就テ極力努力センコトヲ期セリ、斯クテ全郡長ハ即日高市郡長新谷寅蔵氏ニ意ヲ通シ賛同ヲ求メタリ、三月九日全郡長ハ管内事業者ヲ全月十一日高取町光明寺ニ会合セシムル旨ヲ南葛城郡長ニ回報アリ、全月十二日更ニ高市郡長ヨリ十一日高取町二十七名ノ業者会合協議セシメタルニ、何レモ之ガ設立ヲ希望

セルニ依リ全郡船倉村安田竹次郎外十六名ノ委員ヲ選定報告シ来レリ、

是ニ於テ両郡初メテ歩調ヲ一ニスルヲ得タリ、三月二十三日南葛城、高市両郡長ノ召集ニ依リ南葛城郡披上村長山与七方ニ両郡委員三十名ノ内式拾弍名会合決議シタルハ組合ノ名称、發起人同意ヲ求ムル件、發起認可申請定款起草委員選任等ノ件ニシテ、起草委員平山太吉、亀井孝雄、武村庄太郎、杉村春松、東捨二郎、西川清保、米田徳七郎、北村稔、八名ヲ選任シ以テ發起事務ノ進行ヲ促スニ至ル、更ニ四月五日再ビ前所ニ於テ起草委員会ヲ開キ、本組合設置發起認可申請ノ件ヲ協定シ西川清保ヲ發起人惣代ニ推シタリ、今ヤ發起認可申請書ノ起草ヲ了シ惣代西川清保ハ参拾名ノ当初ノ委員ニ就キ之レガ調印ヲ求メタルニ、内六名ハ不立ニシテ結局西川清保外弍十三名連署シ四月十一日付ヲ以テ本県知事ニ認可申請ヲ為スニ至レリ、斯クテ明治四十四年二月二十一日之ガ發起ノ件ヲ認可セラレ、此間関係郡長ハ勿論發起人惣代西川清保等ハ東奔西走殆ソド其為ス所ヲ知ラザルガ如ク、或

ハ知事ニ上申、或ハ下問答申ニ、或ハ富山県、滋賀県、
大阪市ノ各組合ノ定款ヲ蒐集シ講究ニ余念ナク、其筋ト
数十回ノ往復ヲ重ネ遂ニ四十四年二月二十一日認可指定
セラル、此間郡長ノ斡旋亦浅カラザリシナリ

時ニ之ガ發起認可セラル、ヲ以テ（四十四年一月十九日）
南葛城郡掖上村長山与七方ニ於テ八名ノ委員会合シ、之
ガ準備ト一面葛城税務署長ヨリ北葛城郡ヲ追加地区ニ編
入方交渉アリシヲ本会ニ於テ容レタリ、斯クシテ二月二
十六日委員会ヲ開キ諸般ノ準備事務ヲ協定シ、三月五日
更ニ委員会ヲ開キ県官及三郡長ノ臨席ヲ請ケ併セテ米田
弁護士ヲ聘シ具体的ニ定款ヲ制定シ北葛城郡ヲ追加編入
ノ義ヲ申請スルノ件ヲ協定セリ、發起人惣代ハ直ニ之ガ
事務ニ着手シ西川清保外五十二名ノ同意ヲ得テ三月九日
付ヲ以テ知事ニ認可申請セリ、全月十八日之ガ認可ア
リ、三月十九日又委員会ヲ開キ定款ノ加除訂正、北葛城
郡ノ地区ニ編入認可ノ報告、併テ創立總會開設期日等ヲ
協定シタリ、發起人惣代西川清保ハ之ガ協定ヲ了スルヤ
直ニ創立總會ノ準備ニ着手シ、三月二十六日ヲ以テ五百

六十七名ノ組合員ニ対シ成規ノ通知書ヲ発シ併セテ之ガ
公告ヲ為シタリ、更ニ進ンデ創立總會ニ於ケル諸般ノ準
備遺漏ナキヲ期スルタメ四月五日發起人会ヲ開キ定款誤
謬訂正外数件ニ付キ協議、夜ニ入りテ議ヲ閉ジ、全月七
日猶遺憾ナキヲ期センガタメ準備事務ニ付キ委員会ヲ開
ケリ、事以上ノ如ク既ニ整ヒ茲ニ本日ヲ以テ総立總會ヲ
開キタル所以ナリ

明治四十四年四月九日

大和売薬同業組合創立發起人一同

（奈良県立奈良図書館蔵）

一〇 大和売薬の起源と沿革

明治四十五年

明治四十五年二月調査

大和売薬の起源及沿革

我大和の地は畿内の東南部に在り、地勢南北に延長し、
南半面は古来山川の秀を鐘め風光明媚、峻嶺幽谷珍草奇
木に富み人をして神仙界に入る感を興起せしむるもの少

からず、北半面は殆ど平野にして古跡由緒最も多く、文物亦見るべきものあり、土壤肥沃、農耕大に進化し産業亦発展せり

而して我大和売薬の起源は実に弘治の頃（二百五十有余年に在りしは疑ふべからざる事実なるが如きも、只古老の伝説に止まり、確実なる資料の拠るべきものなく、之が研究調査は頗る困難なれば、茲に現葛城税務署甲斐信夫先生の調査に基き、現存せる売薬営業者中最も古き歴史を有するものに南和今住郷に三光丸の本舗米田徳七郎所持の古文書を緒ぎ、其他老師の口述を緯とし、此等を繰合して大和売薬の沿革及其発達の経路由来を調査するに、現大和売薬同業組合長米田徳七郎の祖法名秋智院（俗名不詳）及同勤学院等延宝より安永天明に至る頃までは処方之三光丸を施薬として郷党に与へかねて自家用料とせるに過ぎざりしが、寛政享和年間法名道孝院（俗名不名）の世に至り、初めて代価を付して発売するに至り、更に進んで文政年間に至るに及んで徳七郎の祖丈助近畿地方に向つて大に行商を試みたりしたが、当時すでに同

業者の数も増加して十数名となり居れり

爾来星霜を重ね漸次業者も増加し、安政七年申二月国中組合取極連印帳なるものを作製し、各自営業上の公約を尊重し且斯業の発展向上を企図し、次で文久三年八月南都及高取藩より布達の趣きあり、組合取極連印帳を更正し、更に天保年間一層綿密なる組合規約の成立をみたり、爾来漸く売薬行商するもの多きに至れり

其後慶応元年項に至りては同業者間殊に越中富山売薬業者との間に行商上の競争を惹起するに至り、相互営業上の不利を招くこと少からず、慶応二年寅七月彼我の総代会を会し仲間取締議定書連印帳なるものを作成し、大和側より米田丈助、富山総代松浦清助、加賀領総代高田甚吉等協議決定して相互営業上の便益を主とし、尚風紀上の問題に就て嚴重なる制裁の下に規定するに至れり

明治維新後の売薬

大政維新の制度改革せられると共に売薬に関する法規も亦新たに制定せられ、売薬製剤上の検査を施行せらるることとなり、明治五年売薬業者一般に鑑札を附与せら

るるに至れり

爾後行商地域を拡張せんとするもの陸續増加し、二十七八年日清戦役後營業者及行商人等一層増加し、全国到る処殆ど大和売薬を以て凌駕するに至り、東方の主産地たる富山売薬と拮抗してややもすればその墨を摩せんとする勢を示せり

然る其後偶々三十七八年の日露戦役後に際し国家事變の機に委し、一時衰退の傾向を呈せしかば、茲に南和御所町の売薬業者西川清保等は同業組合設置の必要を感じ、斯業の挽回と發展はよろしく共同的指導機関に俟つべしとて種々画策する所ありしも、功を奏せず、四十三年の末、時の營業者西川清保、平山太吉、北村稔、米田徳七郎、亀井秀雄其他二三の有志等相呼応して遂に同業組合なる一団を創設するに至り、大に大和売薬の面目を一新したり当時大和売薬の産額有に百万円以上に達し、營業者及行商人等数へて一万人以上を算するに至る

組合の成立と斯業の發展

前述の如く我大和売薬同業組合の設立は業者多年の宿

望にして、西川清保等二三の有志は時の佐川南葛城郡長の施設と相俟て所志一貫遂に明治四十四年四月九日南葛城、高市、北葛城の三郡同業者を以て組織するに至る、此間関係各郡長、町田葛城税務署長及發起人等の若心慘愴實に明状すべからざりしものありしなり、茲に六百有余の同業者をして大和売薬同業組合なる一団は成立したり

現今における大和売薬の趨勢は最も有望にして、輸出売薬は概して不振なるも是亦前途望みなきに非ず、殊に近来売薬法規勵行せらるると共に、營業者及行商人に対する取締頗る嚴格となり、其風儀も漸次改良の域に向へり、又營業者は力めて薬剤の粗製濫造を防ぎ、以て大和売薬の本領を保全し、其愈精好ならんことを期図せり

大和売薬同業組合

(高取町くすり民俗資料室蔵)

二 行者丸本舗の承認書

大正二年

行者丸本舗

辻 利吉

大峯山本部及参籠所持薬調進方申付候事

但シ旧規ニ依リ毎年戸開式ニ際シ本尊宝前ニ初穂薬ヲ
奉供スベキ事

大正貳年一月一日

大峯山主

伝燈大阿遮梨^(四)

积 真弘 囀

行者丸本舗

辻 利吉

行者丸製剤販売之件

本寺先師代々之旧規ニ準シ承認候事

大正貳年一月一日

大峯山伝燈大阿遮梨^(四)

大峯山惣本部

龍泉寺住職

羯磨 真弘 囀

(大峰堂薬品工業株式会社蔵)

三 行者丸本舗の用達許可証

大正二年

大峰堂

辻 利吉

曩祖神交菩薩篤信ノ余光、庶民救済ノ目的ヲ以テ、製薬
ヲ業トシ利益ノ幾分ヲ割テ大峰山上山下ノ興隆ニ投スル
等奇特ニ付、染筆一葉ヲ付与シテ其浄業ヲ賞ス

大正二年十二月四日

真言宗醍醐派大本山

三宝院門跡囀

大峰堂

辻 利吉

行者丸行丹救命丸

右爾今当門跡薬用品トシテ献上ノ件許可候事

大正二年十二月四日

真言宗醍醐派大本山

三宝院門跡園

(大峰堂薬品工業株式会社蔵)

一三 真言宗醍醐派布教と薬品販売

大正三年

大正三年五月廿一日

辻 利吉様

拜啓貴館益々御繁栄之段奉大賀候、陳者今廻来布相成候真言宗監督関栄覚氏之談ニ依れば、貴館御発行之行者薬品を当布哇に売拵の儀御衣頼之由、幸に拙者も商店に働き居り候間、販売之儀希望に候へ共、何分貴館之薬種^(価)貨格不承知之事故、甚だ申上兼候へ共、見本及び薬品録を御送り被下度、猶現貨何程にて当地に御廻送降され候哉、御尋申上候、且又都合に依れば貴館之薬種布哇特約品として販売仕り度候処、御結約成し降され間敷候也、もし結約成し被下候へば如何に致し候、御

承諾成し被下候也、右特約之相談は関氏にも依頼致し

置候、関氏の申さるは貴館之方は何様にも取はからい

候致との事に候処、何分宜敷御衣頼申上候、早々拝具

湯 尻 理 亮

(大峰堂薬品工業株式会社蔵)

一四 宿泊小使帳

大正四年

大正四年四月十三日

宿料及小使日記帳

大西甚七有

埼玉県北足立郡草加町二丁目藤婦屋着四月十五日

(大正四年)

四月十三日 参円八六銭 吉野ヨリ

北千住迄汽車賃

四月十四日 参拾銭 煙草壹個代

四月十四日 三銭 わらんじ巻足

四月十四日 三拾銭 はがき二十枚代

四月十五日 拾銭 中食一ツ

四月廿日	六円四八銭	宿料及弁当代	但シ弁当付	戸ヶ崎仲屋方支払ヒ	
但シ老泊ニ付四二銭割			五月十一日	八拾二銭	母上ノユハイ代
四月二十四日	貳拾円也 ^印	自宅へ送金	五月十日	三拾銭	煙草老個代
四月二十四日	二十銭	為替料及書留代	五月十日	四拾銭	ニシン六百目代
五月一日	十銭	筆二本代	五月十日	三拾五銭	エンピツ十三本代
五月一日	三銭	わらんじ一足	五月十日	ザッキ帳五冊代	
五月三日	六銭	はがき四枚代	五月十二日	四銭	小遣
五月九日	三拾銭	煙草老個代	五月十三日	老円二九銭	三宿分及中食一ツ代
五月十日	八拾円 ^印	自宅へ送金也	五月十三日	草加藤婦屋方	
五月十日	四十三銭	為替書留賃	五月十三日	三拾銭	紺足袋老足代
五月十日	拾二銭	千住ヨリ草加迄汽車賃	五月十三日	六十九銭	小包二個代
五月十日	三二銭	宿料半泊	五月十三日	貳円六十銭	草加ヨリ野沢迄テ之
榎戸河知屋方へ			五月十三日	汽車賃	
五月十日	貳拾銭	帳面二冊代	五月十四日	九銭五厘	郡山ニテウドン三ツ
五月十日	二銭五厘	わらんじ老足	五月十四日	五銭	若松ニテ菓子代 ^(菓)
五月十一日	二銭五厘	わらんじ老足	五月十四日	拾五銭	喜多方伊勢屋方ニテ
五月十一日	五円	宿料拾泊之代	五月十四日	中食一ツ代	
			五月十四日	七銭五厘	はがき五枚代

五月十七日 三銭 わらんじ老足

五月十七日 拾銭 さんパツ代

五月十八日 三銭 わらんじ老足

五月十九日 貳円四拾銭 宿料六泊

野沢新布袋方 但シ老宿四十銭割

五月廿日 五円五銭 野沢ヨリ吉野迄汽車

賃

(費用合計) 一金參拾四円五五銭五厘

(注)

この日記帳は大正十一年十月二十四日まで記入されているが、その詳細は省略し、以下に行商期間と費用合計のみを掲げる。行商額は上記と合致する。

大正四年 七月五日～十二月十八日

一一六円二〇銭

大正五年 四月十日～五月二十日

(不記載)

同 七月二十七日～十二月十五日

九三円三二銭

大正六年 四月十三日～五月十四日

二五円八四銭

同 八月二十五日～十二月二十五日

九〇円五八銭

大正七年 四月十五日～五月十六日

三二円一五銭五厘

同 八月十三日～十二月四日

一一七円八銭

大正八年 四月十八日～五月十五日

三八円七六銭五厘

同 八月五日～十一月五日

一三八円七五銭

大正九年 五月二日～五月十五日

三六円九七銭

同 八月十三日～十一月十一日

一五八円七〇銭五厘

大正十年 四月十二日～五月十六日

六八円五六銭

同 八月十二日～十一月六日

(不記載)

大正十一年 四月二十七日～五月十九日

五〇円八七銭

同 九月二十五日～十月二十四日

六一円九七銭

一五 奈良県内の家庭内職と副業奨励

大正十年

市街地内職

市街地ニ於テ最モ普ク行ハレツツアルハ家庭婦人ノ和服裁縫ナリトス、其ノ他主ナル種類ハ、左表ノ通りニシテ従前行ハレタルモノニシテ財界變動ノ影響ニヨリ著シキ減少ヲ示セルハまにら麻糸継ギニシテ全ク途絶セシハ裝飾用硝子玉切りナリトス、齒ブラシハ最盛当時一千名以上ノ従業者アリタルモ印度政府ノ禁輸以來頓ニ減少セリ、由来県下都会地ニ於テハ内職ヲ蔑視スル氣風アリテ悪習ノ未ダ去ラサル地方アルハ甚ダ遺憾トスル所ナリ、殊ニ本県ノ位置阪神ノ都会地ニ近ク奢侈ノ風不知不識ノ間ニ侵潤シ来リ冗費ノ支出年ト共ニ嵩ミツツアリ、県ハ夙ニ之等ノ悪風ヲ矯メ勤儉貯蓄ノ美風ヲ養成センガ為各種ノ会社ヲ催シ、之ガ勸奨ニカメ或ハ家庭内職ヲ奨励スル等国家産業ノ發展ニ努メツツアリト雖、之カ隆興ヲ期セン

ニハ一般県民ノ自覚発奮ニ俟ツベキモノ多キヲ信ス

大正十一年度副業奨励計画書

一般奨励計画ノ大要

県下ニ於ケル副業ノ種類数多アリト雖、就中共同製茶組合ノ設置奨励、養鶏ノ普及並ニ經營方法ノ改善、藁細工ノ製造奨励、屑繭整理ニ関スル施設、藥草栽培ニ関スル施設等ヲナスハ本県農家ノ副業奨励上最モ適當ニシテ、從來指導奨励シ来レリ、而シテ本年度モ引続キ内容書記載ノ方法ニ依リ夫々事業遂行ニ努メントス

(中略)

藥用植物栽培奨励補助

イ 計画ノ内容

県ニ設置セル藥用植物調査会ニ於テ特殊作物ノ副業的栽培事業ノ奨励方針ヲ樹テ斯業ノ向上發展ニ努メントス、之カ為郡市農会ニ於テ經費ヲ設置シタル場合及ビ郡市又ハ郡市農会ノ事業ニシテ適當ト認めタル場合ハ其ノ經費ニ対シ県費ヨリ相当補助ヲ交付セ

市街地ニ於ケル家庭内職一覽表 (大正十年)

種別	類別	受材原持	一日ノ工程		男	一日ノ工賃	女	從業戸数	同人員	從業地	從業期節	財界好況當時ト比較
			一日ノ工程	一日ノ工賃								
蚊帳縫	受	受	エリ シン 一五	五	〇〇	〇〇	一八	四〇	奈良市	四月 末迄	本年ノ工賃ハ約三割方上騰シ 活氣ヲ呈セリ	
筆塗リ	持	受	二〇〇 〇〇本	〇	二五	〇〇	三二	四〇	奈良市	年	大差ナシ	
墨彩色	受	受	五〇〇 〇〇〇	一	〇	〇〇	七〇	八五	奈良市	年	大差ナシ	
金糸巻	受	持	半	〇	〇	〇〇	三四	四一	奈良市	年	大差ナシ	
紅葉鹿	持	受	一〇〇 本	〇	〇	〇〇	二八	三〇	奈良市	年	大差ナシ	
茶撰リ	受	受	三二 貫	〇	〇	〇〇	一六	二〇	奈良市	年	大差ナシ	
フライ	受	受	五 升	〇	〇	〇〇	一四	二八	奈良市	年	大差ナシ	
豆皮剥	受	受	五〇 〇〇	〇	〇	〇〇	二〇	二八	奈良市	年	大差ナシ	
麻糸繼	受	受	一〇 〇〇	〇	〇	〇〇	一五	一五	奈良市	年	大差ナシ	
苧繼	受	受	一〇 〇〇	〇	〇	〇〇	一〇	二〇	奈良市	年	大差ナシ	
麻糸巻	受	受	五〇 〇〇	〇	〇	〇〇	二〇	二八	奈良市	年	大差ナシ	
梓糸	受	受	五〇 〇〇	〇	〇	〇〇	一〇	二〇	奈良市	年	大差ナシ	
牡丹造花	持	受	二〇 本	〇	〇	〇〇	六〇	八〇	奈良市	年	大差ナシ	
胸紐編	受	受	一〇 掛	〇	〇	〇〇	一六	一九	奈良市	年	大差ナシ	
糸梓線	受	受	一五〇 〇〇	〇	〇	〇〇	二六	三三	奈良市	年	大差ナシ	
売薬袋貼	受	受	〇〇 〇〇	〇	〇	〇〇	一五	一七	奈良市	年	大差ナシ	
箸袋入	受	受	〇〇 〇〇	〇	〇	〇〇	七〇	一〇	奈良市	年	大差ナシ	
靴下縫	受	受	四 打	〇	〇	〇〇	一八	二六	奈良市	年	大差ナシ	
靴下縫	受	受	三 打	〇	〇	〇〇	八五	一〇	奈良市	年	大差ナシ	
靴下縫	受	受	二 打	〇	〇	〇〇	七〇	一〇	奈良市	年	大差ナシ	
靴下縫	受	受	一 打	〇	〇	〇〇	九〇	一三	奈良市	年	大差ナシ	

ントスルニ在リ

ロ 経費予算別表ノ通り

参考事項

本県薬草ノ産額ハ約拾万円ニ達ス、主産地ハ吉野、宇陀ノ二郡ニシテ磯城、高市、南葛城ノ各郡之ニ次グ、生産物ハ殆ド仲買人ノ手ヲ経テ大阪方面ニ売却セラレツツアリ

前年来県ニ於テ五ヶ所ノ試作地ヲ指定シ県指示ノ要項ニヨリ栽植セシメタル収納物ハ全部県ニ蒐集シ、目下有効成分含量ノ分析^(折)中ニシテ極力研究ノ歩ヲ進メツツアリ

(中略)

薬用植物調査会費

イ 計画ノ内容

薬用植物ノ奨励ニ関シテハ前年来補助金ヲ交付シテ夫々事業ノ遂行ニ努メツツアリト雖、栽植用薬草品種ノ選定栽培方法等ニ関シテハ相当識見ヲ有スル技術者ニ乏シキタメ、大正九年県ハ薬用植物調査会ヲ

設ケ、年々委員会ヲ開催シ委員ヲ先進地ニ派遣シテ

斯業ニ関スル調査ヲナサシメ、委員会ニ於テ審議以

テ奨励ノ指針トナサントスルニ在リ

ロ 経費予算別記ノ通り

参考事項

薬用植物調査会ハ、大正九年五月ノ設置ニシテ本県薬用植物栽培奨励ノ指針機関タリ、其ノ規程ハ(一般記事薬用植物参照ノコト)

(奈良県内務部「奈良県ノ副業」)

一六 大和売薬の海外進出計画

昭和十年

拝啓農繁期愈々御多祥之段賀上候

陳者毎々御引立御厚情難有存じ候

扱て過日役員会に於て御披露申上候通り、満州売薬株式公募中の処、締切期日内に最早申込数満株の盛況に有之候

御存じの如く大和売薬将来の発展は満州方面に販路を求

める事は洵に時代に適したる業にして、将来同会社は相
当発展の見込充分有之候

此際各位に於かせられても充分御研究の上、多少不抱御
申込被下様御勧め申上ぐる次第に候

右件に関し各位御訪問親しく御意見拜聴致し、尚本会社
の創立発起人に参加致し候関係上詳細御説明申上度存じ
候も、何分締切期日も切迫致し居り候事とて安川会長並
に最寄役員諸氏に御相談申上候処、一度本店に於て役員
諸氏の御会合を願ひ御協議申上ぐる必要有之やの御意見
に候御繁忙中誠に御足労ながら、左記日時に御繰合せ御
来店願上候
先は右得貴意度候

昭和拾年六月廿七日

増田 弥内

殿

記

- 一 日時 六月廿八日 午后一時
- 一 場所 増田兄弟商会工場楼上

以上

薬友会決議録

昭和拾年六月廿八日鯛印薬業会役員会開催シ株式会社東

亜製薬公司株式申込方ニ付

左ノ通り決議ス

- 一 株式申込ハ鯛印薬友会ナル会ヲ新タニ組織シテ会ノ
名儀ニ抛リテ各自希望数ヲ申込ミ為スコト
- 一 本会代表者ヲ福井清太郎氏トス
- 一 本会事務所ヲ増田兄弟商会内ニ置クコト
- 一 本日欠席ノ役員其他有志ニ勧誘シテ申込ヲ受ケルコ
ト

此ノ幹旋取扱方ハ本会ニ一任ノコト

株式ハ申込ヲ為シテ払込完了

株券交附ノ上ハ各自持分ヲ本会ヨリ委任状添付シテ其ノ
持分ヲ引渡スコト

- 一 名儀書換ハ本会ノ惣会ノ上ニスルコト

以上決議ス

当日出席者

安川徳太郎 福井清太郎
 松尾 昨治 柚木 勇蔵
 増田 庸雄 石井芳太郎
 中谷奈良蔵 吉崎八太郎

右ノ通り決議セシコトヲ証ス

昭和拾年六月廿八日

(増田製薬株式会社蔵)

一七 東亜製薬公司株式申込書と発起人

一覽

昭和十年

印収参
紙入銭

株式申込書

(本証書式通印鑑用紙式
業必ス御差出被下度候)

一 株式会社東亜製薬公司株式壹百参拾株

此株金総額金貳千六百円也 (壹株ニ付貳拾円也)

此 証 抛 金参百九拾円也 (壹株ニ付参円也)

右株式引受申度貴会社定款及ビ左記事項承諾ノ上証拠金
相添へ此段申込候也

壹株券	八拾通
拾株券	五通
五拾株券	通

一 申込株数が募集株式総数ヲ超過シタルトキハ此申込株
数ヨリ少数ノ株式ヲ割当テラル、モ異議ナキコト

二 株金払込ノ通知ヲ受ケ期日マデニ払込ヲ為サルトキ
ハ本証拠金没収相成候トモ異議ナキコト

昭和十年七月参日

住 所 奈良県高市郡新沢村大字川西

増田兄弟商会内

鯛印薬友会

申込人代表者 福井清太郎 印

株式会社東亜製薬公司発起人御中

定款作製ノ年月日

昭和十年四月十八日

一 目 的

売薬営業、売薬請売営業、輸出売薬営業、
並ニ之ニ附帯スル業務

一 商号 株式会社東亜製薬公司

一 資本ノ総額 金貳拾万円

一 壹株ノ金額 金貳拾円

一 払込金額 壹株ニ付金貳拾円(金額)

一 取締役ガ有スヘキ株式ノ数 壹百株以上

一 本店ノ所在地 奈良県高市郡高取町

一 会社ガ広告ヲ為ス方法 本店ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ商業登記ニ関スル公告ヲ掲載スル新聞紙ニ掲載シテ之ヲ為ス

一 会社ノ負担スヘキ設立費用 金貳千円以内

一 株式ノ申込ヲ取消シ得ヘキ時期 昭和十年八月三十一日迄ニ会社ガ成立セザルトキハ株式ノ申込ヲ取消スコトヲ得

一 各発起人カ引受ケタル株式ノ数及ヒ其住所氏名左ノ如シ

一 八百株 奈良県高市郡新沢村 増田善太郎

一 六百株 全 船倉村 奥村 正信

一 五百株 全 新沢村 増田 弥内

一 五百株 奈良県高市郡天満村 辻 利吉

一 四百株 全 南葛城郡葛村 安山 寅吉

一 四百株 全 全 安田 誠一

一 参百五拾株 全 全 中島太兵衛

一 参百五拾株 全 全 掖上村 南 才一郎

一 参百株 全 高市郡高取町 梶谷益次郎

一 参百株 全 南葛城郡吐田郷村 中村駒治郎

一 参百株 全 高市郡越智岡村 喜多 正義

一 参百株 全 全 岡村源太郎

一 貳百五拾株 全 全 高取町 谷口 寅藏

一 貳百株 全 全 新沢村 増田弥九郎

一 壹百五拾株 全 全 船倉村 平山太次郎

一 壹百貳拾株 全 南葛城郡葛村 中島 能恭

一 壹百株 全 全 大正村 田中熊治郎

(賛成人氏名株式申込払込金取扱所ハ別紙参照)

奈良県高市郡高取町

株式会社東亜製薬公司創立事務所

一八 協和製薬公司創立總會報告書

昭和十年

株式会社協和製薬公司創立總會報告書

昭和十年八月二十七日南葛城郡御所町土佐喜ニ於テ株式会社協和製薬公司創立總會ヲ開催シ、決議シタル要項左ノ如シ

第壹号案

商法第三百三十二条ニヨル創立ニ関スル事項報告ノ件

満場一致 承認

第貳号案

定款承認ノ件

東亜製薬公司ナル名称ヲ協和製薬公司ト改称シ其他全部原案承認

第参号案

取締役及監査役選任ノ件

取締役	増田善太郎
〃	奥村 正信
〃	増田 弥内
〃	安田 誠一
〃	南 才市郎
〃	谷口 寅蔵

ヲ選任シ尚社長、専務取締

役、常務取締役ヲ左ノ通り

社 長 増田善太郎

専務取締役 奥村 正信

常務取締役 増田 弥内

〃 安田 誠一

右何レモ就任セリ

第四号案

検査役ノ調査事項報告ノ件

満場一致 承認

附記

一 当会社株主人員	百七十八名
一 創立總會出席人員	五十八名
一 創立總會決議権委任人員	七十七名

参考

昭和十年九月七日会社設立登記終了

右報告候也

昭和十年九月 日

株式会社協和製薬公司

取締役社長 増田善太郎

株式会社東亜製薬公司創立ニ関スル

事項報告書

株式会社東亜製薬公司創立總會ニ当リ、其ノ創立ニ関スル事項ヲ報告スルコト左ノ如シ、曩キニ本社創立趣意書ニ発表セル如ク隣邦滿州国ニ売薬ノ輸出ヲ成スノ目的ヲ以テ、下名等相謀リ本社ノ創立ヲ發起セリ、幸ニ各位ノ熱烈ナル替助ニ依リ予定ノ進捗ヲ見、本日其ノ創立總會ヲ本所ニ開催スルヲ得タルハ不肖等ノ感激措ク能ハザル所、今左ニ之ガ経過ヲ略述シ各位ノ承認ヲ乞ハントス

一 昭和八年四月十八日定款ヲ作製ス

一 全 年 全月二十三日創立事務所ヲ奈良県高市郡高取町大字観覺寺巷四七番地ニ設置シ尚發起人総代ヲ増

田善太郎ト定ム

一 当会社ハ定款第五条ニヨリ、資本金總額ヲ金貳拾万円也トシ、全七条ニヨリ其ノ全額ヲ払込ミ、此払込金總計貳拾万円也ヲ以テ、營業ヲ開始セントス、而シテ其ノ經營スベキ業務ハ、定款第三条ニ掲グル売薬營業・売薬請売營業・輸出売薬營業・並ニ之ニ附帯スル業務トス

一 資本金ノ總額貳拾万円ヲ壹万株ニ分チ、發起人ニ於テ五千九百貳拾株ヲ引受ケ、残四千八拾株ニ付テ一般ヨリ募集スルコトニ定メ、七月十五日發起人ハ各株式引受申込人ニ対シ、其ノ確定株式数及八月三日迄ニ株金ノ払込ヲナスベキ旨ノ通知ヲ發シ、八月五日全部ノ払込ヲ了シタリ

即チ商法第三百三十四條第二項第二号ニヨル、所謂払込ヲ終リタルモノナリ、而シテ株式払込金貳拾万円也ハ奈良信託株式会社へ保管預ケヲ成シタリ

一 昭和拾年八月二十七日創立總會ヲ奈良県南葛城郡御所町土佐喜福飯鎮二方ニ於テ開催スル旨、八月十日各

株主へ通知ス

一 会社ノ負担ニ帰スベキ設立費用金壹千参百六拾壹円七拾九銭也

右株式会社東亜製薬公司創立ニ関スル事項商法第三百三十二条ニヨリ及報告候也

昭和十年八月二十七日

株式会社東亜製薬公司

発起人総代 増田善太郎

(増田製薬株式会社蔵)

一九 協和製薬公司の定款改正

昭和十一年

臨時株主總會報告書

昭和十一年四月八日南葛城郡御所町大和売薬同業組合事務所ニ於テ臨時株主總會ヲ开会シ決議シタル事項左ノ如シ

議案第壹号

定款変更ノ件

(一) 定款第三条「当会社ハ売薬営業、売薬請売営業、輸出売薬営業並ニ之ニ附帯スル業務ヲ以テ目的トス」ト

アルヲ、左ノ如ク変更ス

「当会社ハ売薬営業、売薬請売営業、輸出売薬営業、製薬業、薬種商、薬品及衛生材料品貿易、並ニ之ニ附帯スル業務及之等ノ業務ヲ営ム会社ニ出資スルヲ以テ目的ス」

(可決)

(二) 定款第四条「当会社ノ公告ハ本社ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ商業登記ニ関スル公告ヲ掲載スル新聞紙ニ掲ケテ之ヲナス」

トアルヲ、左ノ如ク変更ス

「当会社ノ公告ハ本社店頭ニ揭示ス」

(可決)

(三) 定款第一八条「定時總會ハ毎年三月及九月ノ両度ニ取締役之ヲ招集シ臨時總會ハ必要ニ応シ取締役之ヲ招集ス」トアルヲ、左ノ如ク変更ス

「定時總會ハ毎年六月及十二月ノ両度ニ取締役之ヲ招

集シ臨時總會ハ必要ニ応シ取締役之ヲ招集ス」

(可 決)

議案第貳号

本社第壹期決算報告延期ノ件

本改正定款ニヨリ六月ノ定時總會迄之ヲ延期セントス

(可 決)

昭和十一年四月 日

株式会社協和製薬公司

取締役社長 増田善太郎

各株主殿

(増田製薬株式会社蔵)

二〇 行商人交代の得意先挨拶状

昭和十二年

謹啓 炎暑の候に御座候処、御尊家御揃にて御変り無く御過し被遊候哉、御伺申上候

陳者毎々格別の御愛顧を蒙り難有御礼申上候、殊に錦地出張員吉井寅之助参伺の節は常に多大の御懇情を辱ふし

感謝の至りに存じ候

扱て本年度は既に錦地へ御伺ひ申上ぐべき筈に相成り居り候処、右当人は先般軍務公用の爲め応召致し、目下聖戦に参加其の任務に当り居り候、因て当分御訪問致し兼ね候間、不悪御諒承願上候

何れ来る十二月か一月頃には代人御伺ひ申上ぐべき予定に御座候間、其の節は何分宜敷御願申上候

就ては前年参伺以来相当の日数も経過致し候事とて、御預け薬中、既に御服用済みに相成り候品も相之候かと拝察仕り候

若し品切れの薬剤有之候はゞ、御手数ながら御はがきにて御一報被下候はば、早速御送薬申上べく候

尚特殊薬の美血及タイチン等に就いては、昨年参上の節御用命を蒙り、其後も引続き御下命御愛用下され候向多数有之候而、何れも其の薬効価値に付ては絶大の御好評を賜り居り候、右特殊薬の御入用の砌りは同封振替用紙御利用御送金御注文被下候歟、又は御はがきにて御一報被下候はば、代金引換便にて御送薬申上べく候

非常時局に対処するには体位の向上が最も緊要と存じ

候、何卒盛夏の折柄一層御健康に御留意被下度候

乍末筆貴家御一同様の御多祥を御祈り申上候

先は右暑中御伺ひ旁々得貴意度候

敬具

昭和十二年七月盛夏

鯛印増田胃腸丸本舗

増田兄弟商会

殿

(増田製薬株式会社蔵)

二 鯛印製薬会の宣伝方法

昭和十三年

鯛印製薬総会決議事項

昭和拾参年式月十一日午后一時二十分開会

出席会員三十七名

(中略)

議案第二号

宣伝方法ニ関スル件

決議

一 北海道地方ニ対シテ

全道ニ亘リ我が鯛印製剤ヲ配置セラレアリテ、宣伝方

法ニ就テハ新聞広告ヲ利用スル事ガ効果的ニシテ、今

後小樽新聞ト北海タイムスノ二社ヲ利用スル事トシ、

之ガ費用ノ捻出ハ、従来本店ヨリ取引額ニ応シ受ケツ

、アル奨励金ノ交付ヲ、本年度ヨリ受ケザル事トシ

テ、其費用ニ充当シ、尚本店ヨリモ相当ノ援助ヲ受ケ

テ本年度ヨリ実行スルモノトス

右広告掲載方等ニ付テハ惣テ本店ニ一任ス

一 内地(本土内)ニ対シテ

各府県ニ配置区域ガ散在シ居リテ新聞広告利用ハ至難

ナリ、依テ適當ナル宣伝用小冊子様ノモノヲ本店ニ於

テ作製シ、各自之ヲ購入シテ利用スルコト、ス

尚其他ニ適切ナル方策ノ研究方ヲ本店ニ一任ス

協議事項

会費滞納者ニ対シテノ処置

会費滞納者ニハ本会々員トシテノ待遇セザルモノト

ス

配置区域ノ報告方ニ就テ

配置台帳ノ整理上及ビ本店ニ於テ小注文（得意先ヨリ直接

注文）ニ際シ、担当者不明ノ場合ハ送薬セラレザル事ト

ナリ、得意ニ対スル信用上相互ノ不利益トナルニ付、明

細ナル配置区域ヲ記載シテ本店へ報告願度シ

右報告候也

昭和拾参年二月十二日

鯛印薬業会

会長 安川徳太郎

会員 殿

附記

会費未納ノ向ハ至急本会へ納付被下度候

（増田製薬株式会社蔵）

三 生貝母売買契約書

昭和十三年

生貝母売買契約書

下市大字栃原ニ生産スル生貝母凡ソ式百貫計リ栃原農事

実行組合ヨリ売契約仕候事実正也、値段ノ義ハ吉野郡内

組合販売ノ高値ヲ以テ販売仕リ候

荷渡シハ六月十五日頃迄ノ事

契約致ハ直接他商人ニ販売致さず、右契約金トシテ金参

拾円受取候也

右ノ通売契約仕リ候、依而如件

栃原農事実行組合

植森 徳繁

中村 孝雄

昭和十三年六月一日

前忠商店御中

（前忠兵衛氏蔵）

三 芍薬根売買契約書

昭和十三年

芍薬根売買契約書

一 芍薬根（生ガプロ付）約老万老千四百貫（但大字東井

上ノ分）

右ノ芍薬根老百貫ニ付金八拾貳円也ノ割ニテ東井上地
場取引致可キ事契約候事実証也

一 芍薬根（生ガプロ付）約二千貫（但外大字平田、為川
箆形、法貴寺ノ分）

右ノ芍薬根老百貫ニ付金八拾円也

右両口共取引期間（自昭和十三年九月十日
ヨリ至全年十月末日迄）

一 契約保証金々老千円也ヲ納付ス、本契約保証金ハ取
引ノ最終迄保留スルコト

一 取引法々ハ契約ノ価格ニテ現品引換ニ代金ヲ支払フ
事、但毎通知ノ度ニ買主ハ川東村大字東井上大字会所

ニテ芍薬ヲ受取り代金ヲ支払スル事

右売買契約シ履行証スル為本書式通ヲ作成シ雙方各老
通ヲ所持スルモノトス

依而如件

昭和拾三年八月貳拾老日

契約者

売主 奈良県磯城郡川東村 安井 兵治
大字東井上大字總代
買主 奈良県吉野郡下市町 前 博之

（前忠兵衛氏蔵）

二 鯛印薬業会会則と細則

昭和十四年

鯛印薬業会会則

第一条 本会ハ鯛印薬業会ト称シ、事務所ヲ増田兄弟商
会内ニ置ク

第二条 本会ハ増田兄弟商会ト直接取引ヲ為ス販売員ヲ
以テ組織ス、且之レガ販売員ハ本会ニ入会スル義務ア
ルモノトス

本会ノ会費ハ年老円トシ、總會ノトキ之ヲ納付スルモ
ノトス

總會当日欠席者ハ總會後一ヶ月以内ニ納付スベキモノ
トス

第三条 本会ノ目的ハ左ノ通りトス

- 一 会員相互ノ親睦ヲ図ルコト
- 一 人格ノ陶冶信用ノ増大ニ努ムルコト
- 一 売捌上ニ就キテハ能ク研鎖封究ヲ為シ持ニ藥物知

織ノ増進ヲ図ルコト

一 鯛印配葉ヲ社会的の最モ有意義タラシムルコト

一 売捌上ニ於ケル諸般ノ秩序整頓ニ任スルコト

第四条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク、且シ役員ハ總テ名譽職トス

会長一名 副会長一名 幹事長一名 幹事十二名（内一名ハ製剤者ヲ以テ之ニ充ツ） 評議員若干名 顧問若干名 事務兼會計一名

第五条 役員ノ任期ハ弍ケ年トシ、總會ニ於テ會員中ヨリ互選ス

但シ總會ノ決議ニ抛リ指名推選ノ法ヲ用フル事ヲ得

顧問ハ會長之ヲ推選シ役員会ニ於テ之ヲ決ス

第六条 本会ニ入会スル者ハ入会金壹円ヲ納付スルモノトス

第七条 本会ノ會議ヲ分チ會員總會役員会ノ二種トス

第八条 總會ハ通常總會臨時總會ノ二種トシ、通常總會ハ毎年一回必ズ之ヲ開キ、臨時總會ハ必要ノ都度之ヲ開ク

第九条 役員会ハ會長副會長幹事長幹事評議員ヲ以テ組

織シ必要ノ都度之ヲ開ク、但シ時宜ニ依リ幹事及評議員ノ召集ヲ省略スルコトヲ得

第一〇条 會員三分ノ一以上連署又ハ製剤者ニシテ幹事三名以上ノ同意ヲ得テ會議召集ノ請求アリタルトキハ遲滞ナク其手續ヲ踏ムコトヲ要ス

第一一条 會長職務權限左ノ如シ

一 本会ヲ統轄シ庶務ヲ整理シ本会ヲ代表ス

一 會員ヲ召集シ會議ノ長ト成リ其議案ヲ發シ其議決ヲ施行スルコト

一 會員又ハ會員ノ同居家族ノ兵役ニ依ル入退營又ハ其葬式ニ際シテハ代表旗ヲ贈リ別ニ定ムル内規ニ依リ祝弔ノ意ヲ表ス

第一二条 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長故障アルトキハ替

テ其ノ代理ヲ為ス、會長副會長共ニ故障アルトキハ幹事長之ヲ代理シ幹事長事故アリタルトキハ幹事之ヲ代理ス

第一三条 役員会ニ於テ議決スベキ事項概目左ノ如シ

一 總會ニ提出スベキ議案ノ審査ヲ為スコト

一 會員相互ノ紛争採断ヲ為スコト

一 會員及會員ノ使役スル行商員ノ善行表彰並ニ除名

処分ニ関スル事項

一 新加入者ノ採否ニ関スル事項

一 本会ノ目的遂行ニ関シ製剤者ノ意見ノ申込ヲ為ス

コト

一 天災地變ニ依リ會員ノ得意ニ大變化ヲ来シタル

トキハ審査ノ上応分ノ義捐金ヲ募リ之ヲ救援スルモ

ノトス

第一四條 役員ノ決議事項ハ總テ次ノ總會ニ於テ會長ヨ

リ必ズ之ヲ報告スルコトヲ要ス

第一五條 總會ニ於テ議決ヲ為スベキ事項ノ概目左ノ如

シ

一 役員ノ選挙ヲ行フコト

一 販売上ノ発展ニ関シ製剤者ニ意見ノ申込ヲ為スコ

ト

一 会則ノ改變更ヲ行フコト

第一六條 會議ハ總テ出席會員ノ過半数ヲ以テ決ス、可

否同数ナルトキハ議長之ヲ決ス

第一七條 本會員ハ増田兄弟商会トノ取引ニ付テハ同商

会ノ定ムル營業店則ヲ遵守スベキモノトス

第一八條 本会ハ左ノ帳簿ヲ置ク

一 会則 二 會員名簿 三 配藥名簿

四 決議録 五 事業録

第一九條 會員ニシテ本会則ニ違背シタルトキハ役員會

ノ決議ヲ經テ除名スル事アルベシ、會員ノ使役スル行

商員ノ行為ニ就テハ總テ會員其ノ責ニ任ス

第二〇條 除名処分ヲ受ケタル會員ニ對シテハ製剤者ハ

藥劑ノ交付ヲ拒絶スルコトアルベシ

細則

第一條 本會員ハ相互ニ商業道德ヲ重ンジ綢印製剤ニ係

ル同方名及同商標ノ藥劑ニシテ、既ニ配置シアル所へ

ハ新ニ同方名及同商標ノ藥劑ヲ以テ配置セザルモノト

ス、若シ事実ヲ知ラズシテ配置シタル場所ハ次回行商

ノトキ必ズ後者ハ引キ揚クベキモノトス

万一之ヲ行ハサルトキハ前者ニ於テ全薬剤ヲ没収スルノ権利ヲ有ス

第二条 本会ニ配薬ノ名簿ヲ添へ、会員ノ配置場所ヲ記

載スルモノトス

新タニ配薬スル者ハ予メ其ノ場所ヲ申込承認ヲ得ルモノトス

但シ其ノ申込ノ日ヨリ万^(満)一ケ年間ニ配置セサルトキハ申込ハ無効トス

第三条 本店製剤者ニ於テ定メタル營業店則並ニ薬剤価

額ニ付、変更ノ必要ヲ生シタルトキハ製剤者ハ役員会ニ役員会ハ製剤者ニ互ニ必要ト認メタル者ヨリ之ガ協商ヲ為シ、其ノ協定ヲ經テ定ムルモノトス

但シ原料ノ変更又ハ其ノ価格變動等ニ依ル急迫ノ場合ハ、製剤者ニ於テ事後承諾ノ下ニ薬価ヲ変更スルコトヲ妨ケス

第四条 本則第一一条第三号第一三条第二号第六号ノ該

当事項ヲ生シタルトキハ、会員自カラ本会ニ宛テ之ヲ

通報スベキモノトス

内規

本会則並ニ細則ニ依ル規程ハ左ノ如シ

種別	会員ノ場合	家族ノ場合
入退營	金 参円	金 弍円
戦死者	金 拾円	金 五円
戦病死者	金 七円	金 参円
戦傷者	金 参円	金 弍円
香 儀	金 五円	金 弍円

但シ本会ニ功勞アル向ニ対シテハ特別ニ斟酌スルコトアルベシ、香儀ノ部家族ノ場合定年未滿ハ本規程ヲ適用セズ

以上

(増田製薬株式会社蔵)

二五 時局下の鯛印薬業会

昭和十四年

鯛印薬業会総会決議事項報告書

場所 本店内

日時 昭和十四年二月廿七日午後二時開会

出席者数 四十三名

一 報告第一号

昭和拾参年度鯛印薬業会決算報告承認ノ件

別紙報告書通り承認セラル

二 補助金採納方承認ノ件

一金五拾円也ヲ本店ヨリ本会へ補助金交附セラル

右採納スル事ニ決定承認セラル

三 製剤品中原価値上方承認之件

其後原料品暴騰ニ依リ、本店ヨリ左記値上方要求アリ

タルニ付、午前中役員会開催シ、交渉ノ結果、本店ニ

於テ尚当分犠牲ヲ忍バレテ左記ノ通り値上ヲ承諾シ、

総会ニ報告之ヲ承認セラル

品名 本店値上要求額 値上額

増田胃腸丸 三厘 一厘

実母散 三厘 二厘

まくり 三厘 三厘

以上

四 旧薬交換率変更ノ件

左記ノ通り、交換率ヲ変更シ三月一日ヨリノ受入ニ対

シ、之ヲ実^(行)□スル事ヲ本店ニ於テ承認セラル

品名 従前 変更

増田胃腸丸 百ニ対スル六十五 百ニ対スル七十

高級トンプク " 六十五 " 七十

五 正価販売励行方ノ件

国策ニ順応シテ本店ノ指示ニ基キ之ヲ励行スル事

其他協議事項

一 旧薬交換ニ付テハ十貼未滿ノ端数ハ遠慮スベキ事

二 小注文ノ整理上各自得意ノ配置区域ヲ明確ニ本店ニ

報告スル事

報告ヲ怠リタル者ノ得意先ニ対シテハ送薬無キ場合異

議申サザル事

三 販路拡張ノ為メ挿ミ得意(追付)ニ対シテハ本店ニ

429

於テ適當ノ奨励方法ヲ講ズル事

其他薬剤並ニ販売方法ニ付テ、中井薬剤師ヨリ約一時間

ニ亘リ講演アリテ、午后六時三十分閉会

右報告候也

昭和十四年三月一日

鯛印藥業会

会長 安川徳太郎

会員 殿

(増田製藥株式会社蔵)

二六 増田兄弟商会營業店則

昭和十四年

増田兄弟商会營業店則 (自昭和十四年九月十五日実施)

第一条 御取引ヲ願フ方ハ、左ニ定メタル条項ニ付、二名以上ノ保証人連署ヲ以テ本店ニ契約セラル、モノトス

第二条 御取引ハ総テ現金取引トス

第三条 売渡品ヲ後日ニ至リ買戻シ又ハ他品ト交換スル

コトハ一切之ヲ謝絶ス、但受入ノ場合ハ別ニ定メアル規程ニ依ル

第四条 本店ノ販売品ハ総ヘテ本店渡シトシ、運賃及荷造費ハ御取引者ノ負担トス

運送業者ニ托シ本店ヲ離レタル荷物ノ途中事故ニ付テハ、本店ハ其ノ責ニ任セサルモノトス

第五条 新規拡張ノ場合ハ、其地域ヲ予メ本店へ告知ノ上承認ヲ得ラレタシ

第六条 拡張ノ上ハ其地域及戸数ヲ本店ニ報告シ、本店備付ノ得意台帳ニ登録ヲ受ケラレタシ、未報告ニ係ル従来御所持ノ旧得意ニ対シ亦同シ

第七条 第五条第六條ノ手續無キトキ又ハ他薬剤ト共ニ本店薬剤ヲ併置セラレアルモノニ対シテハ、本店薬剤ヲ重ネテ配置セラル、コトアルモ、本店ハ其ノ責ニ任セス

第八条 御取引者本店ノ大袋又ハ本店ノ商標ヲ使用シタル容器中ニハ、本店薬剤ノ外ハ之ヲ併置スルコトヲ得ス

第九条 御取引者ハ本店薬剤名又ハ本店商号若シクハ其

商標ヲ附シタル配置用大袋挿袋又ハ之ニ代ルヘキ容器

其他広告物ヲ、私ニ之ヲ調製使用スルコトヲ得ス

第一〇条 第五条ノ告知後六ヶ月以上ヲ経過シ、他人ガ

先ンジテ其ノ地域ニ新拡張ヲ為スコトアルモ、本店ハ

其ノ責ニ任セス

第一条 本店取引ヨリ漸次他取引ニ移ラントシ又ハ自

製ノ薬剤ヲ以テ引換ントセラレタルトキハ、其ノ得意

ニ対シ本店ノ同一商標商号ノ薬剤ヲ重ネテ配置セラル

、コトアルモ、其ノ配置ニ関シテハ異議ノ主張ヲ為ス

コトヲ得ス

第一条 本店ノ薬剤ニシテ同一商標商号ノモノハ、前

条ヲ除クノ外、之ヲ重複シテ預ケ込ムコトヲ得ス、其

ノ之ヲ為シタルトキハ本店ハ其ノ薬剤ノ引上ゲヲ求

メ、若シ応セサルトキハ取引ヲ停止シ又ハ廃止スルコ

トアルヘシ

第一三条 得意ノ売買ハ本店ニ於テスルヲ原則トシ、已

ムヲ得サルトキハ本店員ヲ立会セシメテ之ヲ行ヒ、売

買成立シタルトキハ本店備付ノ原料ニ登録ヲ受ケラレ

タシ

第一条 本店則ニ違背シ又ハ背信ノ行動アリテ何レカ

一方ガ他方ニ損失ヲ与ヘタルトキハ、相当ノ損害賠償

ノ責ニ任スヘキモノトス、本店ニ於テ取引者ガ本店則

ニ違背シ若クハ背信ノ行動アリト認めタルトキハ取引

ヲ停止シ又ハ廃止スルコトアルヘシ

昭和十四年九月十日改正

増田兄弟商会

殿

(増田製薬株式会社蔵)

三七 原料暴騰による製品値上げ通知

昭和十四年

謹啓 秋涼之候愈々御清祥之段賀上候

陳ば毎々格別の御引立御厚情を蒙り難有存じ候

却説時局柄其後統制が益々強化せられ、諸物資が次第に

逼迫を告げ、我が売薬原料・材料品に於ては未曾有の払

底を来たし、価格は続騰し、之が買入に多大の苦慮致し、辛ふじて各位の御需用に御支障なき様にと努力致し居候も、原料材料品の入手困難に伴ひ発送遅延致し、時々御迷惑相懸け居る始末に候

然るに過般歐洲大戦勃發以来、更らに状勢轉換倍々急迫を告げ、凡ゆる原料・材料品は極度の品不足と共に暴騰を来たし、其上取引は殆んど現金若くは前金と言ふ様な始末にて、誠に困窮仕り居候

現下非常時局に鑑み、利害を度外して原価の値上等に付ては持に堪え難きもの一、二に止め居候処、現状にては^(特)事業経営上、これ以上^(底)到低忍び難く、全般的に或る程度の値上御願致したく存じ候も、尚極力自重して息む得ざるものみに付て、一部最少限度の値上、及御取引方法を別紙の通り改正仕り候間、弊舗の苦衷御洞察被下而、御了承の上御支援の程願上候

右に対し役員会の御開催を得て決定仕り度存じ居候処、時節柄大半御不在なるに付、乍勝手緊急を要し候故、斯の如く決定仕り候間、特に御諒察願上候

先は右御通知旁々悃願仕候

昭和拾四年九月十五日

殿

御取引に就て特に御願

一 現下の状態では原料材料品は極度の払底を来たし、価格は暴騰し且つ取引は殆んど現金又は前金となりまして、資金運用上従来の如き御取引方法にては経営困難に陥り、円滑なる御取引が期せられませんので、此際精々御入金を御早く願ひ度く、而して今後は相成るべく現金御取引に願ひ度く存じます

二 御注文の発送又は御引渡は御注文受附日順に依りて御渡し申上げますから、御注文は成るべく御早く御差出し願ひます

三 大口御注文は一度に整ひ兼ねます場合がありますので、息むを得ず数回に分ちて御送り致す事があります、殊に御急ぎのときは客車便又は郵便小包便を利用致しますから、運賃と荷造費の嵩む点と多少の延着は

此の場合特に御了承願います

四 卸原価に付ては原材料品が時々刻々に相場の変動がありますので、当分従来^の如き日時を要する御協定は出来兼ねますので、御引渡し当時の時価に依りて御勘定を願ふ事に致しますから御了承置願ひます

五 従来北海道及樺太地方の御取引を除きて交附して居りました奨励金は、当分の内、之を撤廃し且つメンサリ及特殊製剤並に印刷物其他附属品に対しては、奨励金と謝恩金の交附を当分の内撤廃させて頂き度く存じますから御承認願ひます

右御迷惑御不満の点多々これあります事と存じますが、弊舗の苦衷を御諒察承認下さいまして相変らず御引立御愛顧の程伏して御願申上ます

昭和十四年九月十五日

殿

増田兄弟商会

(増田製薬株式会社蔵)

二 新製品(かぜ薬)発売の案内状

昭和十四年

新製品御案内近日中ニ発売

ネオトンプク

本剤ハ高級トンプクノ姉妹品トシテ新タニ発売スルコトニ致シマシタ

従来ノ高級トンプクノ原料品中ノ二品ハ市場ニ於テ、殆ンド品切同様ノ払底状態ニテ、当分ハ当抵^(底)各位ノ御入用量ノ製造出来難キ為メニ高級頓服ノ類似品トシテ本剤、御利用ヲ願ヒ度ト存ジマス

本剤ノ薬味外観ハ高級トンプクト略々同様デ、主薬ハピラミドンニシテ、尚其他ニ解熱鎮痛、祛痰、強心剤等ヲ配合シ、かぜクスリトンプク剤トシテ高級トンプクニ比シ、余リ遜色ノ無イモノデアリマス、一般市販ノトンプク剤ニ劣ラス、自信ヲ持ツテ居リマス

而シテ表装及薬包紙等ニ於テモ高級トンプクト近似致シテ居リマス

精神的労働者ニハ高級トンプク、筋肉的労働者ニハ、
ネオトンプクヲ御勸メ致シ度イト存ジマス

原価ノ点ニ於テハ高トシヨリ〇、三方格安デアリマシ
テ、正価ハ高級トンプクト同様ニ致シテ居リマス

尚他ニ特製トンプクトシテ高級トンプク以上ノ効力ア
ルモノヲ製剤発売スベク目下研究中デアリマス、之ガ
正価ハ十五。トシテ従テ原価モ高トシヨリ多少高価ニ
ナリマス

特製正セメンエン

本剤ハサントニンノ含有量ヲ、従来ノ高級正セメンエ
ン以上ニ用ヒテアリマシテ、仍ホ之ニ駆虫ノ目的ヲ容
易ナラシムル為、緩下剤ヲ配合シ有効的正ナル理想薬
デアリマス

従ツテ原価モ稍高クナリマスガ、御得意先ニ満足ヲ与
ヘ信用ヲ獲得スル手段トシテ御利用願ヒマス、原価ハ
高級セメンニ比シ、約一、六。高ニナリマス正価八十
五。ニナツテイマス

以上二品ハ、近日中製品出来上リマスカラ、其内見本御

送り申上ゲマス、セメンエンノ方ハ御注文数丈御引渡シ
致シ兼ネマスカラ、予メ御了承願ヒマス

昭和十四年十月廿八日

増田兄弟商会

(増田製薬株式会社蔵)

二元 円ブロック向け輸出調整品目中、

売薬削除を請願の件

昭和十四年

追加議案

建議

左記の通り本会議事細則第六条に拠り建議案及提出候也

提出者 大阪府売薬同業組合

代表 竹村 幸次郎

賛成者 東京薬業同業組合

代表 加藤 勝衛

賛成者 富山県売薬同業組合

代表 荒木 甚助

賛成者 大和売薬同業組合

代表 中島 太兵衛

一 関、満、支向輸出調整品目中売薬の削除方を其筋に
請願の件

理由

売薬は特殊使命を有する商品なるに鑑み、昭和十四年
九月二十日商工省令第五十三号を以て公布せられたる
円ブロック向輸出調整に関する別表品目中売薬を、其
の品目中より削除方を政府に要望せんとす

第十九回全国売薬業団体聯合会大会

議長 渡辺高一殿

「以上建議案即決可決」

〔広島県薬種売薬同業組合「第十九回全国売薬業団体聯合会大会記録」〕

三〇 売薬新体制問題と鯛印薬業会

昭和十六年

定期総会経過報告書

開会日時 昭和拾六年二月四日午後一時三十分

附議案件

一 昭和十五年度決算並ニ業務報告之件

原案通り承認

二 業界新体制ニ関スル件

本案ニ付テハ大和売薬同業組合ガ主体トナリ設置セラ
レタル、大和ノ売薬統制審議会ニ於テ研究審議中ニシ
テ、未ダ具体的成案ヲ見ズ、何レ右審議会ノ成案ヲ俟
テ之ニ順応スベキ事トス

〔別紙売薬界ノ新体制問答一部同封御参考ニ供ス〕

三 転宅得意ノ整理ニ関スル件

転宅得意ニ付テハ、其都度転宅先ヲ記載シ、本店ニ報
告スベキモノトス、本店ハ之ヲ其受持会員ニ通知シ、
之レガ通知ヲ受ケタルモノハ誠意ヲ以テ回商シ、其第
一回集金ヲ譲渡人ニ代償トシテ支払フベキ事

回收金不能ナルトキハ（貸金トナリタルトキ）、其配置薬
価代実費ヲ支払フベキモノトス

四 本店トノ取引ニ関スル件

別紙取引要項ヲ承認シ現金取引ヲ励行スベキ事トス

五 小注文ノ件

別紙本店ノ希望条件ヲ承認ス

右之通り報告候也

昭和十六年二月五日

鯛印薬業会々長 安川徳太郎

会員

殿

御取引ニ就テ御願

前年ノ総会ニ於テ、既ニ御承認ヲ得マシテ、昭和拾四年九月十日改正ノ營業店則ニ基キ総テ現金取引ヲ御願致シテ居リマスガ、更ニ之レガ御励行ヲ御願致シマス
今後特ニ左記方法ニ依リマシテ、奨励金ノ交付ト利息ノ払戻シヲ致シマスカラ宜敷御諒承ノ上、一層御愛顧御引立ノ程ヲ御願申上ゲマス

記

一 御注文ト同時ニ、其ノ相当代金ノ御支払ヒヲ願ヒマ
ス

二 前項前金御支払金ニ付テハ、御注文品ノ御引渡或ハ

出荷日迄ノ日数ニ対シ、百円ニ付日歩一錢五厘ノ割合ニテ利子ノ払戻シヲ致シマス

三 御注文品ノ御引渡シ或ハ出荷当日迄ニ御支払ヒ下サレシ方ニハ、代金百円ニ付テ金壹円ノ割合ニテ奨励金ヲ交附致シマス

四 息ムヲ得ザル事情ノ為、延取引トナリタルトキハ注文品ノ御引渡シ或ハ出荷日ヨリ起算シテ、百円ニ付日歩二錢五厘ノ割合ニテ延滞利子ヲ申受ケマス

五 御注文品発送ハ御注文品代金ノ御入金順ニ依リテ御引渡シ又ハ出荷致シマス

小注文整理ニ関スル件

一 御得意先ヨリノ小注文ニ付テ、其ノ持主判明致シ難キモノ往々有リマスノデ、整理上洵ニ困リ居リマス、今後ハ大袋又ハ預箱ニ行商者氏名ヲ必ズ御記入ヲ願ヒ、得意先ヨリノ注文状ニハ必ズ其ノ方ノ氏名ヲ記入セラレル、様願ヒマス

二 得意ノ移動生ジタルトキハ、是非本店へ都度御報告

願ヒマス

三 小注文伝票送附致シマシテモ、若シ他様ノ分デアリ

マシタナレバ直チニ御返送願ヒマス

受持者不明ノ小注文ニ付テハ、送薬セザル場合アルヤ

モ知レマセンカラ予メ御了承願ヒマス

資源愛護ニ関スル件

空缶及空瓶等ヲ勉メテ回収シテ、本店ニ対シ古薬ノ返送

ノ時御回送又ハ御帰リノトキニ御持帰リヲ願ヒマス

営業上御気付ノ点ニ就テハ、御遠慮ナク御申聞セ下サイ

昭和拾六年二月五日

増田兄弟商会

殿

売薬界の新体制問答

問 新体制下に於ける売薬の将来は何如でせう

答 売薬は無害無効主義、即チ気休的に考へられてゐた

時代があつたが、これは遠き昔の事であつて、其後売

薬法が改正せられ、現在では有効無害でないといけな

いのです

而して政府としても売薬を生活必需品中の必要なもの

として取扱はれて居りまして、一般民衆の簡易治療薬

トシテ国民保健衛生上重大な役割を持って居りまし

て、是非なくてはならないものです

問 売薬の製産や販売の統制と謂ふものはどうなるでせ

う

答 現在の新体制下に於て、政府として凡ゆる方面に統

制を強化せられて居ります、従つて旧来の如き自由経

済主義でなく、何れも統制経済下に置かれる事になつ

て居ります

先づ製産部門に於ては原料・材料品の配給統制が既に

行はれ、以前の如く、自分の思ひ通りに原・材料を買

入れて思ふ数量を勝手に製造出来無くなったのです、

配給は過去の実績に依つて割当を受けて製造するので

す

販売部門に於てはまだ具体的の命令はありません

これは業者の自発的改善に依つて、新体制に即応すべ

きものと考へられます

問 富山売薬が一県一社一戸一袋主義の下に統制して新体制に即応せられつゝあるが、これは政府の命令で斯様になった訳でないのですか

答 富山売薬の一県一社一戸一袋は富山自体が自発的に行はれて居る問題で、政府よりの命令で統制せられて居るものではありません

問 大和売薬も富山売薬と同じ様に統制せられるのだと謂ふやうにも噂されますが、真相は如何です

答 富山は富山として、前に申しました通り、独自の立場で富山売薬の実態に即して斯様の統制の下に進んで居られるので、富山があつた事をやつたからとて、大和も必ずしも富山の通りにせねばならないと言ふ事は無い訳です

問 大和売薬の現在の御方針はどうでせう

答 未だ具体案は出来て居りません

然し新体制必ずしも企業合同に抛らねばないものとは考へられないです、即ち公益優先国策^(論カ)に副ふて、先

づ自己の利益のみを考へずに大和は大和式新体制を研究せられる筈です

問 大和売薬の今後の進むべき新体制は何如になるでせう

答 目下研究中で、最近大和売薬統制審議会が設置せられました、これが審議を進めつゝあります

その組織は大和売薬同業組合が中心となつて、全県下の売薬関係の各団体も加へて委員数は三十五です

而して県当局の係官の方々を顧問及相談役になつて頂いて御指導を願ふ事になつてゐます

問 そうすると審議会に於て研究せられた結果はどうなるでせう

答 これは明確に御答へは出来兼ねますが、決して富山案の様な事は我が大和では用ひられない筈です

富山と大和は同じ配置売薬でも、其業態に於て実情を異にして居ます

例えば製産部門に於ては、富山は法人(会社)三十数社で富山売薬の製産額の過半数を占めて居り、又販売

に於ても内容が同一であって同じ薬で大袋の目印だけ変へて同一家庭に二袋三袋といったやうに重ね置きせられて居ります

これ等は寔に統合整理し易い訳です、然し我が大和では製産に於ては、殆んど個人経営で家内工業的で、又販売に於ても同一の薬を同一家庭に重ね置きして居る向は殆んどありません

而して配置売薬は富山や大和其他現在行はれて居る者の独専事業でないのです

且つ一般需要家に及ぼす影響も十分考慮せねばならないと思ひます、依つて大和の实情に副ふた方法で新体制に即応すべき適當の成案を得るのが本当でせう

問 売薬は他の商品と其趣きを大いに異して居りますが、この見解は如何に考へられてゐますか

答 勿論売薬は奢侈品でなく生活必需品中に於ける国民の保健衛生体位向上に無くてはならないもので、殊に配置売薬は農山漁村の僻地では重用な役割を持って居ります

他商品の如く、規格を一つにして無やみに企業合同販売統制する事は余程考へもので、我々業者の利益とか便利のみを考へて進む事は大いな誤りを生ずると思われま

問 今後の配置売薬の行商方針は如何にすれば良いでせう

答 前に種々の御答へ致しました様に、大和売薬の新体制即応は業界に大きな変化を与へる事は徒らに失業倒産者を出すもので、精々急激な変革なくて販売者並に業者製造に余りの不益を来たさない範囲で、其方針を決定せらるべきと考へられます

現在携はつて居らるゝ皆様は決して自己の為の業務でなく、国民健康衛生に貢献して居ると云ふ大きな観点よりして、先づ自己の利益のみに走らず、需要家の気分を十分考慮して精々無駄を排除して改善すべき点に付ては、御互に研究して新体制に即応せねばならないと思ひます

完

三 現金取引の励行について

昭和十六年

現金取引ノ励行ニ就テ御願

東亜新秩序建設ノ聖戦ハ着々其ノ戦果ヲ挙ゲ、茲ニ第五
年ノ新春ヲ迎ヘマスルニ方リ、夙夜国民保健衛生向上ノ
タメ御奮励致サレツ、在リマスコトハ邦家ノタメ洵ニ慶
賀ニ堪ヘヌ次第デアリマス、今ヤ世局ハ正ニ激変ヲ招来
シ、我国モ亦大東亜共栄圏ノ確立、日、独、伊枢軸ノ強
化等最高度国防国家体制ノ建設ヲ要求セラルニ到リマシ
テ必然軍需資材其ノ他必需物資ニ対スル需給調整必至ノ
情勢下ニオカレ、從テ我經濟界モ之ニ対応スルノ变革ヲ
要請セラレ茲ニ自由經濟ヨリ計画經濟ニ轉移致サレマシ
テ物資需給ノ統制ヲ実施セラル、ニ至リマシタコトハ、
既ニ御承知ノ通デ御座イマシテ、斯様ナ情勢デ吾々売薬
業ニ於キマシテモ原料薬品其ノ他ノ材料物資ハ統制セラ
レマシテ配給制度ト相成ツタ次第デアリマス

從ヒマシテ原料薬品其ノ他ノ購入ニ当リマシテハ總テ之
ヲ現金制度ニ改メラレマシタ關係上、当業經營上ヨリ致
シマシテ必然ニ取引ノ改善ヲ要求セラル、現状ニ相成リ
マシタ次第デアリマス
就キマシテハ從前ノ店則ヲ活用致シマシテ、爾今取引制
度ハ凡テ旧体制的ナル延取引ハ之ヲ廃シ、一切現金取引
ノ絶対励行ニツトメ、此ノ變遷スル經濟界ノ推移ニ順応
シテ低物価政策ニ協力シ以テ当業經營ノ合理化トソノ明
朗化ヲ計リ国民保健衛生ノ一翼ヲ担フ重大使命ニ任シ、
愈職域奉公ノ誠ヲ致シ、新体制下ニ於ケル国策協力ノ実
ヲ發揚致シ度キ念願デ御座イマス
何卒叙上事情ニ対シ、篤クト御諒察成シ下サイマシテ、
爾今本組合ニ於ケル全面的ナ現金取引制度ノ確立ニ対
シ、各位ノ全幅的御協力ヲ希願ツテ已マヌ次第デ御座イ
マス

昭和十六年 月 日

大和売薬業本舗会

大和売薬親和会

會員本舗名

殿

追テ本舗個々ノ店則ニ基キマスル日歩割戻シ規定ハ日歩一錢四厘程度ニ於テ之ヲ適用致シマス

(増田製薬株式会社蔵)

ヲ得ルニ至ラザルハ遺憾ト存ズルモ、我等ノ微衷ト努力ヲ諒トセラレ御寛容賜ランコトヲ望ム

昭和十七年七月十日

株式会社協和製薬公司

専務取締役 増田 弥内

三 戦時下協和製薬公司の営業概況

昭和十六年

営業ノ概要

支那事変ハ五星霜ヲ閲シ加フルニ世界大戦ニ依ル經濟界ノ一大轉換ニ直面シ、殊ニ当期七月ニハ米、英、蘭ノ対日資産凍結決行ニヨリ、事实上第三国貿易ハ杜絶スルニ至リ更ニ十二月八日大東亞戦争発勃ニ依リ本格的ニ米、英依存ヲ脱却シ国土計画ニ基ク計画經濟ニ移行シ、之ニ伴フ国内企業整備等ニ依リ生産販売共ニ相当ノ支障ヲ蒙リタルモ、役員ヲ屢々現地ニ派遣シ販売網ノ整備充実ヲ図リシ結果、好成績トハ謂ヒ難キモ統制經濟下ニ於テ別表ノ如キ成績ヲ収メ得タルハ小幸ト至ス次第ナリ、時局下其ノ運営誠ニ至難ノ点有之株主各位ニ充分ナル御満足